

府中市告示第107号

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の6第1項の規定に基づき
特定生産緑地の指定を解除したため、同法第10条の6第2項の規定に基づき
準用される第10条の2第4項の規定に基づき、別紙及び位置図のとおり公示
する。

令和8年6月26日

府中市長 高 野 律 雄

特定生産緑地（府中市）の解除

生産緑地地区番号	位 置	面 積
586	府中市日新町四丁目地内	約 1,190 m ²

「区域は位置図表示のとおり」

特定生産緑地(府中市)位置図

